

## 青森市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第五十五条の三 [略]</p> <p>一 法第四百五十一条第一項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 百分の一</p> <p>二 法第四百五十一条第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 百分の二</p> <p>三 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(土地に対して課する令和三年度から令和五年度まで の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第二十二条 [略]</p> <p>(宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度まで の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第二十四条 宅地等に係る令和三年度から令和五年度まで の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に百分の五を乗じ</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第五十五条の三 [略]</p> <p>一 法第四百五十一条第一項(同条第四項 _____ において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 百分の一</p> <p>二 法第四百五十一条第二項(同条第四項 _____ において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 百分の二</p> <p>三 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(土地に対して課する平成三十年代から令和二年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第二十二条 [略]</p> <p>(宅地等に対して課する平成三十年代から令和二年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第二十四条 宅地等に係る平成三十年代から令和二年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に百分の五を乗じ</p>



改正後	改正前
<p>該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る<u>令和三年度から令和五年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る<u>令和三年度から令和五年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は法附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等</p>	<p>該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る<u>平成三十年度から令和二年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る<u>平成三十年度から令和二年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等で</p>

改正後	改正前
<p>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(用途変更宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度まで の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第二十六条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)附則第十四条</u> <u>の</u>規定に基づき、<u>令和三年度から令和五年度まで</u> の各年度分の固定資産税については、法附則第十八条の三の規定は適用しない。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和三年度から令和五年度まで</u> の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第二十七条 <u>農地に係る令和三年度から令和五年度まで</u> の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固</p>	<p>あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>(用途変更宅地等に対して課する平成三十三年度から令和二年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第二十六条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第二十二</u> <u>条の</u>規定に基づき、<u>平成三十年度から令和二年度まで</u>の各年度分の固定資産税については、法附則第十八条の三の規定は適用しない。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成三十年度から令和二年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第二十七条 <u>農地に係る平成三十年度から令和二年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額( )に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額( )</p>

改正後	改正前
<p>定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>[略]</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第三十二条 附則第二十四条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等(附則第二十四条第二号に掲げる宅地等をいうものとし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は法附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の特別土地保有税については、第三百三十八条第一号及び第四百六条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第二十四条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第三百三十八条第二号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に二分の一を乗じて得た額」とし、「令第五十四条の三十八第一項に規定する価格」とあるのは「令</p>	<p>_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>[略]</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第三十二条 附則第二十四条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等(附則第二十四条第二号に掲げる宅地等をいうものとし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は法附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成三年度から令和二年度までの各年度分の特別土地保有税については、第三百三十八条第一号及び第四百六条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第二十四条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成十八年一月一日から令和三年三月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第三百三十八条第二号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に二分の一を乗じて得た額」とし、「令第五十四条の三十八第一項に規定する価格」とあるのは「令</p>

改正後	改正前
<p>第五十四条の三十八第一項に規定する価格（法附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に二分の一を乗じて得た額」とする。 3から5まで　〔略〕</p>	<p>第五十四条の三十八第一項に規定する価格（法附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に二分の一を乗じて得た額」とする。 3から5まで　〔略〕</p>
<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第三十二条の二　法第四百五十一条第一項第一号（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間（附則第三十二条の六第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第三百三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第三十二条の二　法第四百五十一条第一項第一号（同条第四項_____において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間（附則第三十二条の六第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第三百三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第三十二条の二の二　〔略〕 2　知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第四百四十六条第一項（同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第三十二条の二の二　〔略〕 2　知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第四百四十六条第一項（同条第二項_____において準用する場合を含む。）又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項_____において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）</p>

改正後	改正前
に基づき当該判断をするものとする。 3及び4 〔略〕	に基づき当該判断をするものとする。 3及び4 〔略〕